

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 篠 原 和 男
同 草 留 隆 志
同 大 田 黒 博



定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を薩摩川内市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査の対象

(1) 対象課所

未来政策部、行政管理部、市民安全部、保健福祉部、農林水産部、経済シティセールス部、建設部、教育部（学校等を除く教育機関を含む）、消防局、水道局及び議会事務局の各課室等並びに会計課、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局及び農業委員会事務局

(2) 対象事務

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日）の財務に関する事務の執行から抽出

3 監査の着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項、第 15 項及び第 16 項の規定に則って、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが法律や条例に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施方法

今回の監査は、あらかじめ必要な関係書類及び資料の提出を求め、証票突合などの事前審査を行った後、関係職員に対する質疑、応答、その他必要と認めた監査手続を実施した。

5 監査実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局

(2) 実施期間

令和7年11月11日（火）～ 令和8年2月16日（月）

(3) 委員ヒアリング実施日

令和8年1月15日（木）・19日（月）・20日（火）・21日（水）

令和8年2月13日（金）・16日（月）

6 監査結果及び意見

(1) 監査結果

おおむね適正に処理されていると認めた。

(2) 監査意見

- ・ 財務処理について、根拠となる法令、要綱等を確認し、適正な事務処理を心掛けられたい。
- ・ 課所長等においては、職員が適正な事務処理を行えるよう、指導・助言を行うとともに、作成した帳票や提出された書類等の精査及び確認について徹底されたい。
- ・ 修繕等の記録写真は、完成前後を比較し、契約履行の証拠となる重要な書類となることから、内容（着工前・完成後）が明瞭となるよう指導・管理されたい。